

1993年11月11日
(平成5年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

救急業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1993年（平成5年）11月1日付で諮問された、救急業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 本市では、昭和29年から救急活動を行っており、現在は救急車8台救急隊員72人の24時間体制で運用されているが、年間約1万件にも上る出動ごとに救急活動記録票を作成しており、そのデータを基に定期的に消防組織法により国及び市等に提出する統計資料の作成を行っている。
- ・ これらに関する事務は、現在市内8ヶ所の各救急隊ごとにすべて手作業により行っているが、統計資料作成については、救急隊員が出動のない時に処理をしているため多くの時間を要し、隊員が本来の救急活動に充てるべき時間を削らなければならない状況となっている。
- ・ このため、これら救急業務に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の迅速化や正確化を図るとともに、救急活動や自治会・会社等の救急講習会に対しよりきめ細かな対応を可能とすることにより市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

本業務における事務処理は、法令等により定期的に各種統計資料の作成を求められており、さらに出動件数も相当数に上っており、これらをすべて手作業で行うことは非効率的であり、さらに適切な救急業務を行ううえでの支障となっていることからコンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、搬送車の氏名、住所等の基本的項目、国籍、職業をはじめ救急活動記録票の記載事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の利用者を限定したうえで個人ごとにパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても充分考慮すること等を規定した、「救急業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上